

## 年金記録適正化実施工程表

【平成19年9月10日改定版】

(広報・相談関係追加)

平成19年8月

厚生労働省

※今後、作業をより円滑に推進するため、必要に応じて修正することがありうる。

- ・  内の記述は、7月5日政府・与党取りまとめ
- ・ 社会保障カードの導入については、別途課題として検討

### 1. 名寄せ関係

#### I 直面する年金記録問題への対応

##### 1. 年金記録の名寄せ

###### (1) 「5000万件」の記録とすべての方の記録との名寄せ

###### ① 名寄せの実施

名寄せを行うためのプログラムを開発した上で、年金受給年齢に到達している「2880万件」の記録を含め、「5000万件」の記録とすべての年金受給者及び現役加入者の方々のコンピュータの記録との名寄せを実施する。【平成19年12月から平成20年3月までを目途】

- 「「5000万件」の記録についての名寄せ及び「ねんきん特別便」の実施に係るシステム開発の基本計画」(別添1・参考1)に基づき、システム開発及び既存システムの改修に取り組むこととし、このための契約を平成19年8月30日に締結している。(別添1)【平成19年8月～11月目途】

(注) システム開発の契約については、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」(会計法第29条の3第4項)に該当し、かつ、極めて緊急を要する場合であることから、現行システムに習熟し、改修のもととなる既存のシステムについて著作権を有している開発業者と契約を行うこととしている。

I 1. (1)

② 記録の内容の解明

①と並行して、別途、死亡者や一時金受給者の状況等、「5000 万件」の記録の内容を解明して公表する。

- 別添 2 の「5000 万件」の年金記録の解明作業の基本的な考え方についてに基づき解明の作業を進める。
- 解明に当たっては、民間企業等から派遣された専門家による分析チームを編成し、名寄せ作業と並行して作業を進める。

I 1.

(2) マイクロフィルムにより保管されている記録「1430 万件」及び「36 万件」への対応

① 名寄せの実施

「1430 万件」及び「36 万件」の記録のマイクロフィルムのデータを磁気ファイル化するための入力作業を行い、その上で、年金受給者及び現役加入者のコンピュータ記録と名寄せを行う。

名寄せは、(1)の「5000 万件」の記録の名寄せと並行して行い、その結果、記録が結び付くと思われる方にはその旨を通知する。【平成 20 年 5 月までを目途に完了】

- 「マイクロフィルムにより保管されている「1430 万件」及び「36 万件」の記録への対応に係るシステム開発の基本計画」(別添 1・参考 2)に基づき、システム開発及び既存システムの改修に取り組むこととし、このための契約を平成 19 年 8 月 30 日に締結している。(別添 1)【平成 19 年 8 月～20 年 4 月目途】

I 1. (2)

② 記録の内容の解明

①と並行して、別途、「1430 万件」及び「36 万件」の記録の内容を解明して公表する。

- 別添 3 の「「1430 万件」及び「36 万件」のマイクロフィルムデータの解明作業の基本的な考え方について」に基づき、5000 万件の記録に準じた作業を行い、解明の作業を進める。

I 1.

(3) 基礎年金番号への統合に関連するその他の問題への対応

① 共済過去記録の基礎年金番号への統合

いわゆる共済過去記録「181 万件」については、厚生年金制度への一元化に向けて、基礎年金番号に統合する。この過程において、「181 万件」とすべての年金受給者及び現役加入者の記録との名寄せを行った上で、記録が結び付くと思われる方に対し、その旨をお知らせする。【平成 21 年度中を目途】

- 共済組合等において保有している共済過去記録を共済組合等から提供を受けて、平成 20 年度において、名寄せ・照会を行い、照会文書への回答・相談を通じて、平成 21 年度中を目途に基礎年金番号への統合を行う。(別添 4)
- システム開発に当たっては、5000 万件の名寄せシステムの活用を検討する。
- 名寄せ・照会を行ってもなお、基礎年金番号との統合に至らない共済過去記録については、平成 21 年度以降、社会保険庁において、別途の管理を行うことなどを検討する。

I 1. (3)

② 基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止

ア 平成 18 年 10 月時点で判明した重複付番(2 万件)のうち未解消の 4 千件の解消に向け、個別訪問等徹底した調査を実施する。【平成 19 年 8 月中】

平成 18 年 10 月以降これまでに発生した可能性のある重複付番についても同様に対応する。【平成 19 年 10 月以降逐次実施】

イ 新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、徹底した調査の実施により、重複付番の発生を防止する。【今後随時】

- 平成 18 年 10 月時点では重複付番が 22,063 件であったが、平成 19 年 8 月末日現在では、15 件に減少している。  
今後、訪問等により個別に照会して解消するとともに、平成 18 年 10 月以降発生した可能性のある重複付番についても、社会保険事務所において徹底した調査を行い、早期に解消する。
- 新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、同一人調査(氏名、性別、生年月日、住所の 4 項目の一致を確認)の完全実施を図り、その発生を徹底的に防止する。

I 1. (3)

③ いわゆる無年金者の方への年金記録問題に関するお知らせ

いわゆる無年金者の方については、今後、市町村に協力を依頼し、介護保険料徴収に関する情報を活用して、今般の問題に関する注意喚起と呼びかけを行う。【平成 20 年度以降随時】

- 平成 19 年度中に市町村に協力を依頼し、平成 20 年 6 月を目途に、介護保険の普通徴収者(年金から介護保険料を源泉徴収されていない者)に送付する保険料納入告知書に、年金を受給し忘れていないか等の注意喚起と呼びかけのためのチラシを同封して送付する。

I 1. (3)

④ 厚生年金基金と社会保険庁の記録の突合せ

社会保険庁から、厚生年金基金ごとに被保険者記録を提供し、全基金において記録の突き合わせを実施する。【平成 20 年度中を目途】

- 平成 20 年度において企業年金連合会及び各厚生年金基金が突合せを実施できるよう、社会保険業務センターにおいて基金番号が収録された記録を抽出するためのシステム開発を行い、平成 20 年 12 月を目途に、企業年金連合会分及び各基金分に振り分け、被保険者記録を提供する。(別添 5)

I 1. (3)

⑤ 旧令共済組合員期間の厚生年金被保険者期間への通算に関する制度の周知

陸海軍工廠等の旧令共済組合員期間を厚生年金の被保険者期間に通算して、定額部分相当の給付を行う特例措置については、制度の沿革を踏まえたもので旧令共済に係る記録が当然に統合されるというものではなく、年金裁定の都度確認される必要があることから、確実に年金給付に結び付けるため、これらの制度の周知を更に図っていく。【平成 19 年度以降随時】

- 政府広報(平成 19 年 11 月予定)等の各種広報手段を活用することにより、制度の仕組みや手続き(注)の周知を図ることとする。その具体的な方法について早期に検討し、平成 19 年度以降、随時実施する。

(注) 社会保険事務所等に申し出ていただくことにより、関係機関(厚生労働省社会・援護局、外務省等)間の必要な照会手続きが行われる仕組みとなっている。  
(別添 6)

## 2. ねんきん特別便関係

I

### 2. すべての方への加入履歴のお知らせ(「ねんきん特別便」)

(1) 名寄せにより新たに記録が結び付くと思われる方

「5000 万件」の名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方に対し、その旨と加入履歴をお知らせする。【平成 19 年 12 月から平成 20 年 3 月までを目途】

I 2.

(2) その他のすべての方

上記(1)のお知らせに加えて、「ねんきん定期便」に代えて、年金受給者及び現役加入者の方々に、加入履歴を送付する。

具体的には、平成 20 年 4 月から 10 月までの間に、「5000 万件」の記録の名寄せの結果、お知らせの対象とならなかったすべての年金受給者及び現役加入者の方々に対し、順次、年金の加入履歴の送付を行う。

ア 年金受給者の方々：平成 20 年 4 月と 5 月を目途に優先してお知らせ

イ 現役加入者の方々：平成 20 年 6 月から 10 月までを目途に、順次、お知らせ

○ 平成 19 年 12 月から平成 21 年 3 月までの間、誕生月における年金個人情報の送付については、これまで予定していた「ねんきん定期便」に代えて、全受給権者及び加入者に対して、加入期間及び加入履歴を通知する「ねんきん特別便」を送付する。

・名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方へのお知らせ

【平成 19 年 12 月～20 年 3 月目途】

・その他のすべての方へのお知らせ

①既に年金を受けられている方 【平成20年4月～5月目途】

②今後年金を受け取る予定の方 【平成20年6月～10月目途】

○ 「ねんきん特別便」として送付するものと送付した後の流れは以下の通りである。

① 記録が結び付くと思われる方に対しては、

・ご本人の加入期間及び加入履歴

・お知らせ

・返信用「確認はがき」及び「年金加入記録照会票」

を同封し、まずは「ねんきん特別便専用ダイヤル」に電話していただいた上で、記録に間違いがないと確認できた場合には「確認はがき」を、記録の訂正が必要な場合には「年金加入記録照会票」を返信していただくこととする。なお、記録が結び付くと思われる方から、「ねんきん特別便専用ダイヤル」へのお電話がなく、「確認はがき」又は「年金加入記録照会票」の返信もない場合には、本人に確認ができるまで照会を行う。

② その他のすべての方に対しては、

・ご本人の加入期間及び加入履歴

・お知らせ

を同封する。

なお、厚生年金被保険者に係る「ねんきん特別便」について、経済団体の協力を得られることを前提に、平成9年の基礎年金番号導入時の例を踏まえ、事業主経由で送付することを検討する。

- 58歳到達者に対しては、従来の58歳通知と同様、返信用書類として「確認はがき」及び「年金加入記録照会票」を同封することとし、記録に間違いがないと確認できた場合には「確認はがき」を、記録の訂正が必要な場合には「年金加入記録照会票」を返信していただくこととする。

なお、58歳到達者に対しては、求めに応じて将来の年金見込額を通知する。

- 「年金加入記録照会票」の申し出内容を社会保険庁として確認できない場合には、「年金記録確認第三者委員会」に関する手続を紹介することとする。

- 「ねんきん定期便」は、「ねんきん特別便」がすべての方に届き、これに伴う記録の訂正やその後の加入情報の更新が行われることを勘案して、平成21年4月から本格実施するが、その際、次の点について検討する。(別添7,8)

- ① 平成21年4月から一定期間については、被保険者の方々に繰り返し十分に過去の納付状況を確認していただくことが必要である。このため、加入期間、年金見込額など「ねんきん定期便」として送付を予定している情報に加えて、全年齢の被保険者に加入履歴並びに過去のすべての厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別)をお知らせする。

- ② 上記の一定期間経過後は、全年齢の被保険者に、加入期間、年金見込額などに加えて、直近1年分の厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況を毎年お知らせする。

また、35歳、45歳、58歳の節目に該当する被保険者には、加入履歴、過去のすべての厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別)を併せてお知らせする。

(注)厚生年金の標準報酬月額が記載されていることにより、事業主により

厚生年金の保険料が納付されていることを確認できることとなる。

### 3. 特殊台帳等との突合せ

#### I

#### 3. コンピュータの記録と台帳等の記録の突合せ

##### ① 国民年金の特殊台帳の記録の突合せ

社会保険庁が保管する国民年金の特殊台帳の記録(マイクロフィルム)について、コンピュータの記録と突き合わせて確認する。

##### ② 国民年金の被保険者名簿の記録の突合せ

国民年金の普通台帳のほとんどは廃棄されているため、念のため、市町村が保管する国民年金の被保険者名簿の記録について、コンピュータの記録と突き合わせて確認する。このため、市町村の保管する被保険者名簿を国に移管し、突き合わせに備えて点検・整備する。

なお、国民年金の被保険者名簿は、いわば「控えの帳簿」であって、これまでの国民年金保険料の納付記録は、既にコンピュータに収録されていることについて、十分広報する。

##### ③ 厚生年金の被保険者名簿等の記録の突合せ

社会保険庁が保管する厚生年金の被保険者名簿・原票の記録(マイクロフィルム)について、それぞれコンピュータの記録と突き合わせて確認する。

なお、この突き合わせが効率的に行われるよう、厚生年金の被保険者名簿・原票の記録について、サンプル調査を速やかに行い、コンピュータへの転記が正確に行われたかどうかを確認する。

- 「国民年金の特殊台帳の記録」等との突合せ作業は、未統合記録 5000 万件の名寄せ及び記録が結び付くと思われる方への「ねんきん特別便」の送付が終わった後、平成 20 年度当初から行う。



- まずは、特例納付等複雑で特殊な記録であり、サンプル調査も終わっている「国民年金の特殊台帳の記録」の突合せを実施する。
- 国民年金の特殊台帳の突合せの具体的な事務処理は以下のとおりとする。
  - ① 外部委託によりマイクロフィルム記録及びオンライン記録の出力、第1次審査(現時点におけるオンライン記録との単純な突合せ)を行う。
  - ② 社会保険庁職員によって、第2次審査(第1次審査で「不一致」となった記録について、オンライン記録入力時点における記録との突合せ)を行い、併せて最終確認作業を行う。
  - ③ 記録の補正の必要が生じた場合には、社会保険事務所において、記録を補正する。
- 「厚生年金の被保険者名簿等の記録」及び「市町村が保管する国民年金の被保険者名簿の記録」の突合せについては、厚生年金の被保険者名簿等のサンプル調査の結果、市町村が保管する国民年金の被保険者名簿に関する準備作業の状況、特殊台帳の突合せの進行状況等を踏まえて取り組むこととする。

(別添9)

## I 3.

### ④ 進捗状況の公表

①から③までの突き合わせの対象となる記録は膨大であり、一定の期間を要するため、その進捗状況を半年毎に公表する。

- 社会保険事務所における被保険者台帳等の保管状況及び市町村における国民年金の被保険者名簿の保管状況は、調査の結果、8月23日現在では、別添10のとおりである。
- 平成20年1月を目途に、下記の事項の検討・実施状況を公表する。

- ・ 「国民年金の特殊台帳」の突合せ作業の具体的実施方法の検

討

- ・ 「厚生年金の被保険者名簿等」のサンプル調査の実施方法の検討
- ・ 市町村が保管する国民年金の被保険者名簿について、保管媒体に応じた出力・整理等の準備作業の検討、突合せ作業の実施方法の検討

- 平成 20 年 7 月以降は、「国民年金の特殊台帳」の突合せ作業等、順次行われる突合せ作業の進捗状況を半年毎に公表する。

## 4. 相談関係

### Ⅱ 相談体制の拡充

すべての年金受給権者及び現役加入者の方々に加入履歴をお知らせすることに伴い予想される相談件数の増加に十分対応できるようにするため、相談体制を今後着実に整備していく必要がある。

- 12 月以降、名寄せにより新たに記録が結び付くと思われる方及びその他の方に「ねんきん特別便」が順次送付されることに伴い、電話相談、来訪相談件数が増加すると予想される。そこで、これまでの 58 歳通知（注 1）や年金記録相談の特別強化体制（注 2）における電話相談、来訪相談の状況等を勘案して見通しを立てつつ、「ねんきん特別便」の送付に対応した相談体制の基本的な考え方について」（別添 11）に基づき、「ねんきん特別便専用ダイヤル」の設置並びに市区町村、商工会議所等での巡回相談及び社会保険事務所における相談窓口の拡充等十分な対応ができるよう準備する。

（注 1） 58 歳通知：平成 16 年 3 月から、58 歳に到達された方々に対し、年金加入記録及び年金見込額を通知している。

（注 2） 年金記録相談の特別強化体制：平成 18 年 8 月から、年金記録に不安や疑問を持つ方々に対し、年金記録の確認や必要な調査に迅速に対応できるよう、社会保険事務所の窓口において、年金加入記録について徹底的に調査・確認を行っている。

- 平成 20 年 4 月以降の厚生年金被保険者に係る「ねんきん特別便」については、経済団体と連携し、各企業の協力を得て事業主経由で送付することを調整する。また、事業主経由で送付された「ねんきん特別便」に対する照会及び年金記録統合の一括代行手続きについても、協力を依頼する。このため、各企業の社会保険委員（事業主からの推薦に基づき社会保険庁長官が委嘱する方で、現在、全国で約 18 万人）やそれ以外の社会保険事務担当者の方々に対して、11 月末までを目途に、全国の社会保険事務所で研修会を開催し、マニュアルを配布し、次の事項について協力を依頼する予定である。
  - ・「ねんきん特別便」の被保険者への転送依頼
  - ・「ねんきん特別便」転送後の被保険者からの委任に基づく照会及び年金記録統合の一括代行手続きの依頼
  - ・電話相談、来訪相談に関する留意事項

## Ⅱ 1. 相談体制の拡充

### (1) 来訪相談

#### ① 市町村における巡回相談の実施等

すべての市町村において、巡回相談を実施する。【平成 19 年 7 月目途】さらに、これらの市町村における巡回相談を定期的・計画的に実施する。これらの巡回相談の実施の際、社会保険労務士会の協力を得る。

なお、社会保険労務士会においても、無料年金相談会等の年金相談を実施することとしている。

また、年金相談への対応窓口を開設し、年金加入記録の照会の取り次ぎや年金記録の確認を始め、住民からの年金記録の相談への対応の充実が図られるよう、市町村の取組を促進する。

- 7 月中に全国の 1,827 市区町村のうち 1,743 市区町村において巡回相談を実施し、市区町村役場、商工会議所、商工会、公民館、体育館等で 108,840 人が来訪した。

今後とも引き続き、市区町村、商工会議所等における相談

体制を拡充していく。また、相談の機会を利用して、国民年金保険料の納付の場の提供なども行っていく。(別添 12、13)

- 市区町村窓口に来訪した方が年金記録を確認できるよう、市区町村と社会保険事務所との間に年金記録を優先的に確認するためのホットラインの開設等を行っており、7月末までに1,827市区町村のうち1,616市区町村においてホットラインが開設された。

更に、ホットラインの必要な残る市区町村に対する開設を進めるとともに、11月末までを目途に、市区町村担当者に対する説明会を開催するなど、住民対応の充実が図られるよう市区町村が取り組みやすい環境を整備していく。(別添 14)

## II 1. (1)

### ② 企業等における相談機能の充実

日本経団連、日本商工会議所及び全国商工会連合会からの協力を得て、企業等における年金に関する相談機能を充実する。

具体的には、

ア 企業及び商工会議所に「年金相談窓口」等を設置すること

イ 現役加入者ご本人からの依頼に応じて年金記録に関する照会を企業内で取りまとめ社会保険事務所に提出すること等について、協力を依頼する。【平成19年7月以降随時】

企業、商工会議所及び商工会館に設置される照会・相談窓口には社会保険庁職員を派遣し、年金照会を可能とするなど適切な措置を早急に講じる。また、これらの措置を実施するために社会保険労務士会からの協力も得る。

この場合、確認漏れが生じないように、依頼に先立って、社会保険庁において、詳細なマニュアルを作成し企業の社会保険委員等を対象とした研修を実施する。

- 7月中に136商工会議所、71商工会において実施し、商工会議所には7,637人、商工会には2,998人の方々がそれぞれ来訪

した。

今後とも引き続き、商工会議所等における相談体制を拡充していく。  
(別添 15)

- 年金記録の照会を希望する従業員・配偶者の方の委任に基づく、企業による年金記録照会及び年金記録統合の一括代行手続きについて、7月18日の日本経団連、31日の関西経営者協会、8月9日の愛知県経営者協会における各会合において、社会保険庁から協力を依頼した。今後とも、経済団体等と連携して必要に応じて協力を依頼する。

## Ⅱ 1. (1)

### ③ 認知症の高齢者等への対応

社会保険事務所等に来て説明できない認知症の高齢者、施設入所者等については、以下のような対応を行う。【平成19年8月以降随時】

ア 通知に返事がない方に対し、電話で問い合わせ、認知症等の事情がある場合には、市町村とも連携して職員が出向くことを基本とする。

イ 本人の了解の下で社会保険事務所等に提供いただく様々な情報を受け付けるとともに、来訪相談において本人の履歴をその場で開示する場合は、委任状に基づく代理人に対しても対応する。

- 認知症の高齢者等及び代理人が社会保険事務所等に相談のため来訪された際に混乱することがないように、8月中に、社会保険事務所に対して、市区町村、社会福祉協議会、地域包括支援センターとの連携等に関し、留意事項を通知した。

また、「ねんきん特別便」を送付しても返事がない、社会保険事務所等に来訪できない場合には、職員が出向くことを基本とし、その具体的対応について、12月までの間に、社会保険事務所に対して、留意事項を通知する。

## II 1.

### (2) 電話相談

社会保険庁による全国の電話相談センターの機能を集約するとともに、社会保険労務士等民間に協力を十分得ながら、電話相談窓口の充実を行うなど、電話相談体制を強化する【平成19年7月以降逐次実施】

○ これまで「ねんきんあんしんダイヤル」により電話照会されてきた方々に対し加入記録を回答してきた。このため、この加入記録について幅広く相談に対応できる「ねんきんダイヤル」へのニーズが高まってきている。

これに対し、7月17日にねんきんダイヤル第1コールセンターを東京に開設し、8月1日に「ねんきんあんしんダイヤル」のうち、150ブースの応答席数を「ねんきんダイヤル」に変更した。

※8月1日時点の応答席数

ねんきんダイヤル	886
ねんきんあんしんダイヤル	740

(別添16、別添17)

※ねんきんダイヤル

社会保険庁から送付された年金記録回答票に関する問い合わせや一般の年金相談に対して市内通話料金で利用できる。(0570-05-1165)

※ねんきんあんしんダイヤル

後日お答え方式(氏名、生年月日、基礎年金番号等の基本的情報をお聞きし、その後、記録回答票をお送りする方式)によるフリーダイヤル。(0120-657830)

## II 1.

### (3) インターネットによる照会

インターネットによる照会に必要なID及びパスワードの発行までの期間を短縮する【平成19年7月目途】

- 8月末時点で、ID及びパスワードの申込件数は、平成18年3月の開始以来の累計121.4万件、発行件数は同93.0万件、未処理件数は同2千件となっている。ID及びパスワードの発行までの期間は、8月中に平常ペースの2週間程度に短縮された。(別添18)
- インターネットによる照会を促進するため、広報を強化するとともに、必要に応じて体制を整備する。

## II 2. 相談への対応状況の定期的な公表

相談体制の現状が国民の目から見て明らかになるよう、電話相談の応答率、社会保険事務所での来訪相談の待ち時間、本人の履歴を確認するための回答票の送付までの期間など、相談への対応の状況について、定期的に公表を行う。【平成19年7月以降随時】

- 電話相談の応答率については、社会保険庁ホームページ等により毎日公表している。(別添19)
- 社会保険事務所での来訪相談の待ち時間に関しては、社会保険庁ホームページ等により相談窓口の混雑状況を週次で情報提供している。  
今後、待ち時間の解消策として、混雑していない曜日や時間帯に来訪者を誘導できるよう、待ち時間の公表の仕方を改善する。(別添20)
- 電話相談で年金記録回答票を送付するよう依頼を受けてから、実際に社会保険庁から依頼者に送付するまでに要する期間については、社会保険庁ホームページ等により週次で公表している。(別添21)

## 5. その他

### Ⅲ 新たな年金記録管理システムの構築

#### 1. 新たな年金記録管理システムの導入【平成 23 年度中を目途】

現行の旧式の記録管理システム(レガシーシステム)を刷新するとともに、住民基本台帳ネットワークとの連携を確立する。これにより、住所異動、氏名変更、死亡といった変動に、社会保険庁の側から十分に対応できていなかった従来のシステムを根本的に改め、これらの変動がある度に年金管理記録に反映される仕組みとする。

- 旧式の記録管理システム(レガシーシステム)については、平成 18 年 3 月に策定した「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づき、オープン化(専用機器から汎用機器への移行等)による再構築を行うこととしている。平成 19 年 3 月に基本設計書の作成が完了しており、平成 19 年度中に詳細設計以降の工程の調達を開始予定。(別添 22)

なお、住民基本台帳ネットワークとの連携については、詳細設計以降の工程において対応を検討し、反映する仕組みを取り込む。

### Ⅳ その他の課題への対応

#### 1. 年金時効特例法により年金の増額の対象となる方々へのお知らせ

いわゆる年金時効特例法の対象となる方々への年金の増額が漏れなく行われるよう、同法の概要や必要な手続等に関する広報の実施、相談体制の整備を行うほか、対象となる方には、年金加入記録等を予め記載した裁定請求書(自署又は記名押印だけで請求が可能。「ターンアラウンド請求書」)を順次お送りする。【平成 19 年 9 月から 1 年以内を目途に送付】

- 年金時効特例法の施行(平成 19 年 7 月 6 日)に伴い、①政府広報、②ポスターの掲示、③市町村広報誌への記事掲載依頼、④社会保険庁ホームページへの掲載、などによる広報を実施するとともに、社会保険事務所や「ねんきんダイヤル」における相



談体制の整備を行っている。

- 年金時効特例法の施行日以降、平成 19 年 8 月 19 日までに同法に基づく手続を 10,663 件受け付けており、また、これまでに 866 人に対して、支給決定を行った。
- 平成 19 年 9 月からは、対象となる方に対して、予め必要な記載事項を印字した手続用紙を順次送付し、ターンアラウンド方式による手続を開始することとしている。

#### IV

##### 2. 保険料の着服への対応

保険料納入については、毎年の保険料払込済の通知や、保険料が未納となっている場合の納付催告状の送付のほか、現金による納入について、毎日、被保険者に対して発行した「領収書の控え」と「日銀払込みの現金払込書」と突き合わせを行っており、これらにより、着服があった場合には発覚する仕組みとなっている。

また、着服が発覚した場合には、刑事告発、免職、損害賠償請求、公表という一連の厳しい措置を採ることとしている。

今後、これらの発生防止の仕組みや発覚時の措置について、徹底して周知し、発生を防止する。【平成 19 年 7 月以降随時】

なお、今後、「年金記録確認第三者委員会」における確認作業の過程等で着服の事案が明らかとなった場合にも、現行と同様、保険料は当然本人から支払われたものとして取り扱う。

- 不正事故の防止については、平成 19 年 7 月 31 日、地方社会保険事務局あて通知し、平成 18 年 3 月の「不正事故防止のための点検事項」<sup>(注)</sup>を再確認するとともに、(1)職員による着服等の不正行為は発覚する仕組みとなっていること、及び(2)不正行為に対しては、①刑事告発、②免職、③損害賠償請求、④公表(氏名を含む)を行うことについて、改めて職員に周知徹底するよう指示した。

(注)

- ・ 現金による保険料納付の場合には、社会保険事務所の管理者が、領収証控と現金払込書を毎日突合せすること
- ・ 年金の保険料納付のオンライン入力について、担当者は、管理者のカードを借りて入力し、管理者が入力結果と原議を突合せすること 等

## 6. 広報関係

- 年金記録問題に関し、政府広報を随時実施してきた。  
(別添 23)
- 今後とも、12月からの「ねんきん特別便」送付に際して、政府広報を積極的に活用するほか、本庁ホームページにおいて年金記録問題に関する対策の進捗状況を随時公表するとともに、年金広報（秋及び年度末）等の中にも年金記録問題についての情報を加える。
- 地方自治体、関係団体、報道機関の関係者が、年金問題を適切に取り上げ、政府による広報が実を上げるよう、当該関係者への説明を積極的に展開する。

### <社会保険庁>

- ・ 本庁ホームページによる広報
- ・ 本庁が行う新聞やポスターを通じた年金広報（秋及び年度末）  
(参考) 平成 18 年 11 月の年金月間に向けた秋の年金広報  
新聞 朝刊 5 段モノクロ広告を 2 回掲載  
10 月下旬 中央紙 5 紙、ブロック紙 4 紙、地方紙 36 紙  
11 月中旬 中央紙 5 紙、ブロック紙 4 紙、地方紙 42 紙  
ポスター 7,500 枚× 2 種類
- ・ 国民年金パンフレット、年金請求手続きの周知用パンフレット

<地方社会保険事務局>

- ・地方社会保険事務局ホームページによる広報
- ・納入告知書に同封する広報誌等による広報、社会保険事務所への掲示
- ・地方自治体、関係団体の広報誌等への広報の要請